

広島県訓令第5号

本 庁
地 方 機 関

職員の日直及び宿直の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の日直及び宿直の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令

職員の日直及び宿直の勤務時間等に関する訓令（昭和二十八年広島県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（勤務時間） 第二条（略） 一 日直の勤務時間は、週休日（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。以下「条例」という。） 第三条第一項、第四条第一項及び第五条の規定による週休日をいう。）、休日（条例第九条に規定する日をいう。）及び休日の代休日（条例第十条第一項に規定する代休日をいう。）並びに職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成七年広島県人事委員会規則第一号）第十条の表第二十六号により特別休暇とされた日にあつては午前八時三十分から午後五時十五分までとする。 二（略） 第四条（略）</p>	<p>（勤務時間） 第二条（略） 一 日直の勤務時間は、週休日（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。以下「条例」という。） 第三条第一項、第四条第一項及び第五条の規定による週休日をいう。）、休日（条例第九条に規定する日をいう。）及び休日の代休日（条例第十条第一項に規定する代休日をいう。）並びに職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成七年広島県人事委員会規則第一号）第十条の表第二十五号により特別休暇とされた日にあつては午前八時三十分から午後五時十五分までとする。 二（略） 第四条（略）</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。